

業務委託契約書(案)



- 委託業務の名称 表彰状等毛筆筆耕に係る調整等業務
- 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 業務委託料 別表のとおり
- 履行場所 浄書依頼課の執務室内
- 契約保証金 免除

上記の委託業務について、委託者 千葉県（以下「甲」という。）と受託者 ○○市（町村）シルバー人材センター（以下「乙」という。）とは、別添の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

委託者（甲） 住 所 千葉市中央区市場町1番1号
氏 名 千葉県
千葉県知事 熊 谷 俊 人

受託者（乙） 住 所
氏 名 ○○市（町村）シルバー人材センター
理 事 長

(総 則)

第1条 乙は、別添仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、日本国の法令を遵守し、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって頭書の履行期間内において善良に業務を実施しなければならない。

2 前項の仕様書に明記されていない事項については、甲と乙が協議してこれを定める。

(業務責任者)

第2条 乙は、業務の実施に当たり、業務責任者（当該業務に関し、主として指揮・監督を行う者をいう。以下同じ。）を定め、甲に書面で通知しなければならない。また、業務責任者に変更があったときは、速やかに甲に書面で通知しなければならない。

(契約の保証)

第3条 乙は、本契約の締結に当たり、契約金額の10分の1以上の契約保証金を甲に納付しなければならない。ただし、甲が千葉県財務規則（昭和39年千葉県規則第13号の2）第99条第2項各号のいずれかに該当すると認めた場合は、契約保証金の納付を免除することができる。

2 前項の契約保証金は、国債証券、地方債証券、その他確実と認められる担保の提供をもってこれに代えることができる。その場合、国債証券及び地方債証券はその額面金額により、その他のものは額面金額の10分の8以内（確実と認められる金融機関が振り出した小切手にあつては、小切手金額）をもって換算するものとする。

3 第1項の契約保証金は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、甲に帰属するものとする。

4 甲は、乙が本契約に定める義務を履行したときは、乙の請求により遅滞なく契約保証金を乙に還付するものとする。

5 契約保証金を還付するときは、利息を付さないものとする。

6 業務委託料の変更があつた場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第4条 乙は、本契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合を除き、第三者に譲渡し、又は承継してはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあつては、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第5条 乙は、委託業務の全部又は一部を他に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

(監督職員)

第6条 甲は、監督職員を置いたときは、その氏名を乙に通知しなければならない。監督職員を変更したときも、同様とする。

2 監督職員は、本契約書及び仕様書等に基づき、業務に関する指示、履行状況の調査及び確認の職務を行う。

(委託業務の調査等)

第7条 甲は、必要と認めるときは乙に対して委託業務の履行状況につき、随時に調査し、又は報告を求めることができる。この場合、乙は、その調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告を怠ってはならない。

(委託業務内容の変更等)

第8条 甲は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において業務委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、甲と乙とが協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは甲はその損害を賠償しなければならない。賠償額は甲と乙とが協議してこれを定める。

(履行期間の延長)

第9条 乙は、その責めに帰することができない事由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかとなったときは、甲に対して遅滞なくその理由を付して履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は甲と乙とが協議して定め、協議が整わないときは、甲が合理的な期間を定めるものとする。

(履行遅滞の場合における遅滞金)

第10条 乙の責めに帰する事由により履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間後に完了する見込みがあると認めたときは甲は遅滞金を徴収して履行期限を延長することができる。

2 前項の遅滞金は、業務委託料に対して延長日数に応じ、本契約の締結の日における千葉県財務規則第120条第1項に規定する違約金の率で計算した額(100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)とする。

3 甲は、前項の乙の甲に対する遅滞金支払債務と甲の乙に対する契約金額支払債務とを対当額にて相殺することができる。

4 第2項に規定する遅滞金の率は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの率とする。

(臨機の措置)

第11条 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ甲の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、乙は、そのとった措置の内容を甲に直ちに通知しなければならない。

3 甲は、災害防止その他特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が業務委託料の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、甲が負担する。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第12条 委託業務の履行に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために必要を

生じた経費は乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する事由による場合において、その損害のために必要を生じた経費は甲が負担するものとし、その額は甲と乙とが協議して定める。

(業務改善の命令)

第 13 条 乙が仕様書に反して業務を実施した場合、甲は、その業務の改善を命ずることができる。この場合における費用は乙の負担とする。

2 乙は、前項の規定により甲から業務の改善を命ぜられたときは、誠実にこれを実施しなければならない。

(委託業務に従事する者に対する措置要求)

第 14 条 甲は、委託業務に従事する者が委託業務の実施につき著しく不相当であると認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

(業務の報告及び検査)

第 15 条 乙は、委託業務を完了したときは遅滞なく甲に納品書を提出することにより、これを報告しなければならない。

2 甲は前項の規定による納品書を受領したときは、その日から 10 日以内に完了した委託業務が本契約の内容に適合するものであるかどうか検査を行わなければならない。

3 乙は、第 2 項の規定による検査の結果不合格となり、甲より補正を命ぜられたときは遅滞なく当該補正を行い甲に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合再検査の期日については前項の規定を準用する。

(業務委託料の支払い)

第 16 条 業務委託料の支払方法は、月払いとし、乙は、前条の規定による検査に合格したときは、甲に対して業務委託料の支払いを請求するものとする。

2 甲は前項の規定により適法な支払請求があったときは、その日から 30 日以内に業務委託料を支払わなければならない。

3 甲の責めに帰すべき事由により、前項の業務委託料の支払いが遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、本契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律 256 号）第 8 条第 1 項の規定により財務大臣が決定する率で計算した額（100 円未満の端数があるとき又は 100 円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

(契約不適合責任)

第 17 条 甲は、引き渡された成果物が種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しない（以下、「契約不適合」という。）ときは、乙に対して相当の期間を定めて催告し、その契約不適合の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完をさせることができる。

2 乙が前項の期間内に履行の追完をしないときは、甲は、その不適合の程度に応じて業務委託料の減額を請求することができる。

3 甲が種類又は品質に関する契約不適合を知った時から 1 年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲はその不適合を理由として第 1 項に規定する追完請求及び前項に規定する代金減額請求をすることができない。ただし、乙が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失に

よって知らなかったときは、この限りでない。

(催告による解除)

第 18 条 乙が本契約の期間内に履行をしないとき、甲は相当の期間を定めて履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、甲は、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(催告によらない解除)

第 19 条 次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、乙に対する催告をすることなく、この契約を解除することができる。

- (1) 債務の全部の履行が不能であるとき。
- (2) 乙が債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみで本契約の目的を達成できないとき。
- (4) 債務の全部の履行をする見込みがないことが明らかであるとき。
- (5) 債務の一部しか履行する見込みがないことが明らかであり、かつ、一部の債務の履行では契約の目的を達することができないとき。
- (6) 検査に際し、方法を問わず乙が甲の職務執行を妨げたとき。
- (7) 乙の行為に詐欺その他不正の行為があるとき。
- (8) 乙が甲に重大な損害を与えたとき。
- (9) 乙から本契約の解除の申し入れがあったとき。
- (10) 本契約の履行に当たり、法令の規定による必要な許可又は認可等を失ったとき。
- (11) その他乙が本契約に違反したとき。

2 債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前条及び前項の規定による契約の解除をすることができない。

(乙の解除権)

第 20 条 甲が本契約に違反し、その違反により契約を履行することが不可能となったときは、乙は本契約を解除することができる。

2 前項の規定により本契約が解除された場合において、これにより乙が損害を受けたときは、その損害は甲が負担する。

(違 約 金)

第 21 条 第 18 条及び第 19 条第 1 項の規定により本契約が解除されたときは、乙は、業務委託料の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。

ただし、乙の責めに帰すべき事由がないときは、この限りでない。

2 第 1 項の場合において、第 4 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって第 1 項の違約金に充当することができる。

3 甲は、実際に生じた損害額が第 1 項の規定による違約金の金額を超える場合には、その超える金額について、別途、乙に損害賠償の請求をすることができる。

4 乙は、本契約により、甲に支払うべき債務が生じた場合において、その債務額を甲の指定する期限内に納付しないときは、指定期限日の翌日から納付の日までの日数に応じ債務額に対して、この契約の締結時点における千葉県財務規則（昭和 39 年千葉県規則第 13 号の 2）第 120

条第1項に規定する違約金の率で計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる）を延滞金として併せて甲に納付しなければならない。

（秘密の保持等）

第22条 乙は、本契約の履行において知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

また、その職を退いた後も同様とする。

2 乙は、本契約の履行過程において得られた記録等を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

（個人情報の保護）

第23条 乙は、本契約による事務を履行するための個人情報の取扱いについては、別紙1「個人情報等取扱特記事項」を守らなければならない。

（特約条項）

第24条 乙は、別紙2「談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項」を遵守しなければならない。

（裁判管轄）

第25条 甲及び乙は、この契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、千葉地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

（補 則）

第26条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲と乙とが協議して定める。

3 業務委託料 別表

浄書区分等		単価（うち消費税額及び地方消費税額）	
表彰状 感謝状	全部浄書	(本文が 149 字までのもの) 円 (円)	(本文が 150 字以上のもの) 円 (円)
	一部浄書 (氏名)	円 (円)	
	一部浄書 (氏名・日付)	円 (円)	
	一部浄書 (氏名・日付・肩書き)	円 (円)	
祝辞	全部浄書	(本文が 999 字までのもの) 円 (円)	(本文が 1,000 字以上のもの) 円 (円)

(参考) 会員業務委託料

浄書区分等		単価	
表彰状 感謝状	全部浄書	(本文が 149 字までのもの) 円	(本文が 150 字以上のもの) 円
	一部浄書 (氏名)	円	
	一部浄書 (氏名・日付)	円	
	一部浄書 (氏名・日付・肩書き)	円	
祝辞	全部浄書	(本文が 999 字までのもの) 円	(本文が 1,000 字以上のもの) 円

個人情報等取扱特記事項

第1 基本的事項

乙は、個人情報等の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行う。

第2 事務従事者への周知及び監督

(事務従事者への監督)

- 1 乙は、この契約による事務を行うために取り扱う個人情報等の適切な管理が図られるよう、事務従事者に対して必要かつ適切な監督を行う。

(事務従事者への周知)

- 2 乙は、事務従事者に対して、次の事項等の個人情報等の保護に必要な事項を周知させるものとする。
 - (1) 事務従事者又は事務従事者であった者は、その事務に関して知り得た個人情報等をみだりに他人に知らせてはならないこと
 - (2) 事務従事者又は事務従事者であった者は、その事務に関して知り得た個人情報等を不当な目的に使用してはならないこと

第3 個人情報等の取扱い

(収集の制限)

- 1 乙は、この契約による事務を行うために個人情報等を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段によりこれを行う。

(秘密の保持)

- 2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報等をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(漏えい、滅失及びき損の防止等)

- 3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報等について、個人情報等の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じる。

(持ち出しの制限)

- 4 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務を甲が指定した場所で行い、個人情報等が記録された機器、記録媒体、書類等（以下「機器等」

という。)を当該場所以外に持ち出してはならない。

(目的外利用及び提供の制限)

- 5 乙は、甲の指示がある場合を除き、個人情報等をこの契約の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に対して提供してはならない。

(複写又は複製の制限)

- 6 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報等が記録された機器等を甲の承諾なしに複写又は複製してはならない。

第4 再委託の制限

乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

第5 事故発生時における報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

第6 情報システムを使用した処理

乙は、情報システムを使用してこの契約による事務を行う場合には、この特記事項のほか、最高情報セキュリティ責任者（総務部デジタル改革推進局デジタル推進課が所管する千葉県情報セキュリティ対策基準（平成14年3月15日制定）5（1）アに規定する職にある者をいう。）の定める「データ保護及び管理に関する特記仕様書」等を遵守する。

第7 機器等の返還等

乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報等が記録された機器等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に作業の方法を指示したときは、当該方法によるものとする。

第8 甲の調査、指示等

(調査、指示等)

- 1 甲は、乙がこの契約により行う個人情報等の取扱状況を随時調査し、又は監査することができる。この場合において、甲は、乙に対して、必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出等を求めることができる。

(公表)

- 2 甲は、乙がこの契約により行う事務について、情報漏えい等の個人情報等

を保護する上で問題となる事案が発生した場合には、個人情報等の取扱いの態様、損害の発生状況等を勘案し、乙の名称等の必要な事項を公表することができる。

第9 契約の解除及び損害の賠償

甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、及び乙に対して損害の賠償を請求することができる。

- (1) 乙又は乙の委託先（順次委託が行われた場合におけるそれぞれの受託者を含む。）の責めに帰すべき事由による情報漏えい等があったとき
- (2) 乙がこの特記事項に違反し、この契約による事務の目的を達成することができないと認められるとき

談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約（以下「契約」という。）と一体をなす。

(談合その他の不正行為に係る解除)

第2条 千葉県（以下「甲」という。）は、契約の相手方（以下「乙」という。）がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

(2) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 乙が協同組合及び共同企業体（以下「協同組合等」という。）である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 乙は、前2項の規定により契約が解除された場合は、違約金として、契約書第1条に掲げる各単価に別表に記載の各予定数量を乗じた額の合計額（以下「支出予定額」という。）の10分の1に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。

4 契約を解除した場合において、契約保証金が納付されているときは、甲は、当該保証金を違約金に充当することができる。

5 本条第1項の規定により契約が解除された場合に伴う措置については、契約の規定による。

(談合その他不正行為に係る賠償金の支払い)

第3条 乙は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、支出予定額の10分の2に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。乙が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第1項第1号において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号及び第6号に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売である場合、その他甲が認める場合はこの限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、甲の生じた事実の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

3 前2項の場合において、乙が協同組合等であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙がすでに協同組合等を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

(暴力団等排除に係る解除)

第4条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者又は経営に実質的に関与しているものをいう。以下同じ。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定するものをいう。以下同じ。）であると認められるとき。

- (2) 乙の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴対法第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - (3) 乙の役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (4) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (5) 乙の役員等が、暴力団、暴力団員又は（1）から（4）に該当する法人等（有資格業者でないものを含む。）であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
 - (6) 乙が、契約の履行に当たり、前各号のいずれかに該当する者に契約の履行を委託し、又は請け負わせたと認められるとき。
- 2 乙が協同組合等である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。
 - 3 乙は、前2項の規定により契約が解除された場合は、違約金として、支出予定額の10分の1に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。
 - 4 契約を解除した場合において、契約保証金が納付されているときは、甲は、当該保証金を違約金に充当することができる。
 - 5 本条第1項の規定により契約が解除された場合に伴う措置については、契約の規定による。
（暴力団等からの不当介入の排除）
- 第5条 乙は、契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員から不当又は違法な要求並びに適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、その旨を直ちに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。
- 2 乙は、前項の場合において、甲及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

表彰状等毛筆筆耕業務に係る調整等業務仕様書

委託者（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）にて締結した、表彰状等毛筆筆耕業務に係る調整等業務委託契約の仕様については、次のとおりとする。

（業務の内容）

第1条 甲が、〇〇市（町村）シルバー人材センター利用規約【千葉県筆耕業務版】（以下「利用規約」という。）に定めるところにより、乙に登録された会員（以下「会員」とする。）に対し委託する甲が発する賞状、表彰状、感謝状、及び祝辞の浄書業務（以下「会員業務」という。）について、乙は会員の選定、依頼の受付、成果物の引渡しその他筆耕業務を円滑に遂行するための調整事務を行う。

（会員の選定）

第2条 乙は、利用規約第3条第1項により選定した会員に対し、別紙「業務仕様書」を提示し、受託の意思を示した会員から「業務内容同意書（以下「同意書」という。）」の提出を受けるものとする。

2 乙は、前項により提出を受けた同意書について、これを同意の日から2週間以内に甲に提出するものとする。なお、提出に当たっては、利用規約第7条第2項の規定により受領した別紙委任状の写しを添付するものとする。

（浄書の受付）

第3条 浄書の受付は、原則として週2回以上とし、乙が受付を行う日（以下「指定受付日」という。）は、協議してこれを定める。ただし、年末年始にあっては、乙は受付をしないことができる。

（浄書の依頼）

第4条 甲は、会員に浄書を依頼するときは、指定受付日に、第1条に規定する浄書区分等を記載した表彰状等浄書依頼書（別記様式。以下「依頼書」という。）を乙に提出することにより行うものとする。

2 乙は前項の規定により依頼書の提出を受けたときは、当該依頼書に受付の署名又は押印し、依頼書の一部を甲に返付するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、乙は、依頼書の内容により浄書することが困難と判断したときは、その旨を甲に申し出た上で受付を拒否することができる。

この場合において、甲は、乙の申し出にやむを得ない理由があると認めると

きにあっては依頼書を変更し、理由がないと判断したときにあっては、乙に対し、当該困難と判断した理由を記載した書面の提出を求めることができる。

- 4 甲は、前項の浄書困難と判断した理由を記載した書面の提出を受けたときは、書面の内容を確認し、依頼の変更若しくは依頼の一部取消又は依頼の全部取消のいずれかを決定し、当該書面の提出を受けた日の翌業務日の正午までに、乙に対し、変更した依頼書（以下「変更依頼書」という。）の提出又は依頼を取り消す旨の通知を行うものとする。この場合において、甲が乙に対し提出した変更依頼書は、当該変更依頼書の変更前の依頼書を提出した日において提出した依頼書とみなす。

（会員への依頼）

第5条 乙は、前条により甲から依頼書の提出を受けてから3日以内に、第2条により選定した会員（以下「業務実施会員」という。）に対し甲の依頼内容を通知する。

（成果品の納入）

第6条 乙は、依頼書の受付日から2週間以内に、甲に成果品を納入しなければならない。ただし、次の各号に掲げるときにあっては、当該各号に定めるところにより納入することができる。

- (1) 依頼書1枚につき、20枚以上の浄書があるとき 受付日から3週間以内
 - (2) 依頼書1枚につき、50枚以上の浄書があるとき 受付日から4週間以内
 - (3) 前各号に掲げるもののほか特別な事情があると認められるとき 甲と乙とで協議して定めた日
- 2 乙は、指定受付日及び前項の規定による成果品の納入予定日を記載した浄書受付日程表を甲に交付するものとする。
 - 3 第1項の規定による成果品の納入に要する費用は、乙の負担とする。
 - 4 乙は、第7条の規定による検査に合格した成果品を、依頼書に記載の浄書依頼課へ納品する。

（検査）

第7条 乙は、業務実施会員から引渡しを受けた成果品について、甲の指定する職員の検査を受けなければならない。検査の結果、不良なものがあつた場合は、乙の責任において再浄書するものとする。

（代金の支払方法）

第8条 乙は、毎月月末までに納入し、前条の規定による検査に合格した成果品について、翌月にその代金の支払請求書を甲に対して提出するものとする。

2 甲は、乙の提出した適法な支払請求書を受理した日から、30日以内に代金を支払うものとする。

No. _____

表彰状等浄書依頼書

				依頼課	課	
				浄書依頼確認		総務部政策法務課
依頼月日	月 日	受取希望月日	月 日	起案者	電話	
文書区分	表彰状, 感謝状, 賞状, 祝辞					
浄書区分	全部浄書, 一部浄書					
浄書枚数	枚					

No. _____

表彰状等浄書依頼書

				依頼課	課	
				浄書依頼確認		総務部政策法務課
依頼月日	月 日	受取希望月日	月 日	起案者	電話	
文書区分	表彰状, 感謝状, 賞状, 祝辞					
浄書区分	全部浄書, 一部浄書					
浄書枚数	枚 受領印					

No. _____

表彰状等浄書依頼書

				依頼課	課	
				浄書依頼確認		総務部政策法務課
依頼月日	月 日	受取希望月日	月 日	起案者	電話	
文書区分	表彰状, 感謝状, 賞状, 祝辞					
浄書区分	全部浄書, 一部浄書					
浄書枚数	枚 受領印					

〇〇市（町村）シルバー人材センター利用規約【千葉県筆耕業務版】

千葉県（以下「甲」という。）と〇〇市（町村）シルバー人材センター（以下「乙」という。）とは、表彰状等毛筆筆耕業務に係る調整等業務仕様書（以下「調整等業務仕様書」という。）第1条のとおり、乙に登録された会員（以下「会員」とする。）に対し乙を通じて委託する甲が発する賞状、表彰状、感謝状、及び祝辞の浄書業務（以下「会員業務」という。）に関する事項について、契約書に加え、次のとおり定めるものとする。

（会員への業務の委託）

第1条 甲は、本規約に定めるところにより、会員業務を実施する者として乙が選定した会員に対して、乙を通じて会員業務を委託する。

（就業条件）

第2条 会員業務に係る就業条件は、〇〇市（町村）シルバー人材センター会員業務就業規約【千葉県筆耕業務版】（以下「就業規約」という。）に定めるところによる。

（マッチング）

第3条 甲と乙との間で調整等業務委託契約が締結されたときは、乙は、会員のうちから、会員業務の内容、会員業務の実施に必要な技能等を考慮して、会員業務を実施する会員（以下「業務実施会員」という。）を選定するものとする。

- 2 甲は、本規約に定めるところにより、前項の規定により選定された業務実施会員に対して、乙を通じて会員業務を委託するものとする。
- 3 乙は、第1項の規定により業務実施会員を選定するときは、当該会員に対し仕様書を提示し、会員業務の内容について同意書の提出を受けるものとする。
- 4 甲と業務実施会員との委託契約は、前項による同意のあった日において成立したのものとして取り扱う。

（甲及び乙の責務）

第4条 乙は、業務実施会員が会員業務を円滑かつ適切に実施できるよう、甲及び業務実施会員との連絡調整を行うものとする。この場合において、業務実施会員に対する連絡調整は、指揮命令に当たらない範囲で行わなければならない。

- 2 乙は、調整等業務仕様書及び本規約に定める乙の業務（以下「センター業務」という。）の実施に当たり、関係諸法令を遵守するとともに、善良なる管理者の注意をもってセンター業務を実施するものとする。
- 3 甲は、本規約に定める義務のほか、業務実施会員が会員業務を行うに当たり、業務実施会員の安全の確保その他の就業環境の整備に取り組む責務を有し、乙は、業務実施会員に対する安全教育、業務実施会員に事故が発生した場合の対応及び業務実施会員が甲又は第三者に対して負う損害賠償責任を担保する保険の提供を行う責務を有するものとする。

（業務の対価）

第5条 甲は乙に対して、センター業務委託料（センター業務の対価として、甲と乙が合意して定める金員をいう。以下同じ。）を支払うものとする。

- 2 センター業務委託料を定めた後に最低賃金の改定その他事情の変更があった場合は、甲及び乙は、双方協議の上、センター業務委託料の額を変更できるものとする。

(請求及び支払の方法)

第6条 甲は、乙による請求を受けた日から30日以内に、センター業務委託料を乙が指定する口座に振り込む方法により支払うものとする。

- 2 前項の規定による支払に係る振込手数料は、甲が負担するものとする。

第7条 会員業務委託料（会員業務の対価として甲が業務実施会員に支払う金員をいう。）の支払については、就業規約に定めるところによるものとする。

- 2 乙は、就業規約第4条第2項により委任を受けた会員業務委託料の請求及び受領について、業務実施会員から別紙委任状の提出を受けるものとする。

〇〇市（町村）シルバー人材センター会員業務就業規約
【千葉県筆耕業務版】

（会員の就業条件）

第1条 〇〇市（町村）シルバー人材センター（以下「センター」という。）の会員（以下「会員」という。）が発注者（〇〇市（町村）シルバー人材センター利用規約【千葉県筆耕業務版】（以下「利用規約」という。）に基づきセンターを通じて会員に業務を委託する者をいう。以下同じ。）の委託を受けて業務を実施する場合の就業条件は、業務仕様書（表彰状等毛筆筆耕業務）（以下「仕様書」という。）のほか、本規約に定めるところによるものとする。

（業務の具体的内容及び会員業務委託料）

第2条 発注者が会員に委託する業務（以下「会員業務」という。）の具体的内容及び会員業務委託料（会員業務の対価として発注者が会員に支払う金員をいう。以下同じ。）の額は、発注者とセンターとの合意により仕様書に定めるものとする。

（就業条件に係る会員の同意等）

第3条 センターは、業務実施会員（発注者からセンターを通じて委託を受けて会員業務を実施する会員をいう。以下同じ。）が会員業務に着手する前に、会員業務に係る就業条件については、本規約及び前条の規定に基づき仕様書に定める内容とすることにつき、業務実施会員の同意を得るものとする。

- 2 前項の規定による業務実施会員の同意があったときは、発注者と業務実施会員との間で、前条の規定に基づき仕様書に定める内容及び本規約に定める内容を契約の内容とする会員業務に係る請負契約が成立したものと取り扱う。
- 3 発注者とセンターは、第2項の規定による業務実施会員の同意があった後においても、合意により前条の合意の内容を変更することができるものとする。
- 4 前項の規定により前条の合意の内容が変更された場合は、センターは業務実施会員に対して当該変更の内容を通知し、新たに業務実施会員の同意を得るものとする。
- 5 前項の規定による業務実施会員の同意があったときは、発注者と業務実施会員との間で、第2項の請負契約の内容が、前項の規定により業務実施会員に通知した内容にしたがって変更されたものとして取り扱う。

（会員業務委託料の支払）

第4条 発注者は業務実施会員に対して、会員業務委託料として第2条の規定に基づき仕様書に定める額を支払うものとする。

- 2 業務実施会員は、会員業務委託料の請求及び受領をセンターに委任するものとする。この場合において、センターが会員の委任を受けて会員業務委託料を受領した日を特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律第4条に規定する「報酬の支払日」とみなす。
- 3 発注者は、センターによる適法な請求があつてから30日以内に、会員業務委託料をセンターが指定する口座に振り込む方法等により支払うものとする。
- 4 前項の会員業務委託料の支払期日は、発注者が業務実施会員から成果物の引渡しを受け、又は役務の提供を受けた日から起算して60日の期間内において定めるものとする。

- 5 第2項の規定による支払に係る振込手数料は、発注者が負担するものとする。
- 6 発注者からセンターが受領した業務実施会員への会員業務委託料の支払については、センターが別に定める規約によるものとする。

(センターによる立替払)

第5条 センターが発注者に対して会員業務委託料の請求を行った日から相当の期間が経過したにもかかわらず、発注者から支払いが行われないうときは、センターは、民法第474条の規定による第三者の弁済として、業務実施会員に対して会員業務委託料に相当する額を支払うことができるものとする。

- 2 センターは、前項の規定による業務実施会員に対する支払を行ったときは、発注者に対して求償権を行使するものとする。

(会員業務の実施)

第6条 業務実施会員は、会員業務の実施に当たり、関係諸法令を遵守するとともに、善良な管理者の注意をもって業務を実施するものとする。また、発注者の信用を害し、又は発注者が顧客からの苦情等を受けることがないように特に注意しなければならない。

- 2 センターは、業務実施会員が会員業務に着手する前に、業務実施会員に対して、会員業務を安全に行うために必要な教育を行うものとし、業務実施会員はこれを必ず受けなければならないものとする。
- 3 発注者は、業務実施会員が会員業務を実施するに当たり、業務実施会員がその生命、身体等の安全を確保しつつ就業することができるよう、必要な配慮を行うものとする。
- 4 発注者は、業務実施会員が会員業務を実施するに当たり、業務実施会員に対して指揮命令を行うことができない。

(会員業務実施に必要な機械等の用意)

第7条 会員業務の実施のために必要な機械、器具、原材料等は、原則として業務実施会員が用意するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、発注者は、業務実施会員に対し会員業務の実施のために賞状用紙を提供するものとする。
- 3 業務実施会員は、前項の規定により発注者から機械、器具等の貸与を受けたときは、当該機械、器具等を善良な管理者の注意をもって管理し、及び使用するものとする。
- 4 第1項の規定は、会員が会員業務の実施のために必要な機械、器具等をセンターから貸与を受け、又は原材料等の提供を受けることを妨げない。
- 5 第3項の規定は、前項の規定により会員がセンターから機械、器具等の貸与を受けた場合について準用する。

(会員の履行不能)

第8条 業務実施会員は、健康状態その他の理由により会員業務を実施することができなくなったときは、速やかにその旨をセンター及び発注者に申し出なければならないものとする。

- 2 センターは、前項の規定により業務実施会員から申し出があった場合その他業務実施会員が会員業務を完遂させることができないと認めるときは、速やかに、当該業務実施会員による会員業

務の実施を終了させ、発注者にその旨を通知するものとする。

- 3 前項の通知が行われたときは、第3条第2項の請負契約又は準委任契約（同条第5項の規定による変更が行われたときは、当該変更後の請負契約又は準委任契約）は、当該通知が行われたときに終了したものとして取り扱う。
- 4 センターは、第2項の規定により業務実施会員による会員業務の実施を終了させた場合は、遅滞なく、当該業務実施会員以外の会員（以下「代替会員」という。）を選定して会員業務を完遂させるものとする。
- 5 前項の規定によりセンターが代替会員を選定して会員業務を完遂させる場合は、発注者が当該代替会員に対して、本規約に定めるところにより、新たに業務の委託を行うものとして取り扱う。
- 6 第2項の規定により業務実施会員による会員業務が終了した場合は、発注者は、発注者とセンターが別途合意により定める額を当該業務実施会員に対して支払うものとする。
- 7 前項の規定に基づき発注者とセンターが別途合意により定める額は、当該業務実施会員が既に行った業務の割合に応じて決定されるものとする。
- 8 第2項の規定により業務実施会員による会員業務が終了した場合は、発注者は、当該業務実施会員が会員業務の実施のために既に支出した費用を負担するものとする。
- 9 第4条及び第5条の規定は、第6項及び第8項の規定による発注者の支払について準用する。

（契約不適合責任）

第9条 業務実施会員が発注者に引き渡した成果物又は提供した役務の内容が第2条の規定に基づき仕様書に定める内容又は本規約に定める内容に適合しないものであるときは、発注者は、センターを通じて業務実施会員に対して追完を請求することができるものとする。ただし、当該不適合が業務実施会員の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

- 2 センターは、前項の規定により発注者から追完の請求があった場合において、相当と認めるときは、当該業務実施会員をして、又は代替会員等を選定して会員業務を完遂させるものとする。
- 3 前条第5項の規定は、前項の規定によりセンターが代替会員を選定して会員業務を完遂させる場合について準用する。
- 4 第2項の規定により代替会員が会員業務を完遂することとなる場合は、発注者とセンターとの合意により、発注者が当該業務実施会員に対して支払うこととされていた会員業務委託料の額を減額することができるものとする。この場合において、センターは、速やかに、当該減額した額を当該業務実施会員に対して通知するものとする。

（利用契約の終了等による会員業務の終了）

第10条 発注者とセンターとの間の利用契約が有効期間の満了により終了し、発注者とセンターとの合意により解約され、又は発注者若しくはセンターのいずれかから解除されたときは、センターは、速やかに、その旨を業務実施会員（当該利用契約の終了等の際現に会員業務を行っている者に限る。次項において同じ。）に通知し、会員業務を終了させるものとする。

- 2 前項の通知が行われたときは、第3条第2項の請負契約又は準委任契約（同条第5項の規定による変更が行われたときは、当該変更後の請負契約又は準委任契約）は、業務実施会員が当該通知を受けたときに同時に終了したものとして取り扱う。
- 3 第8条第6項から第9項までの規定は、第1項の規定により会員業務が終了した場合について

準用する。

(著作権の帰属等)

第11条 会員業務の実施により発生する著作権は、業務実施会員に帰属するものとする。

- 2 前項の規定による著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、会員業務委託料の支払い又は検収の完了等により、発注者に移転するものとする。

(再委託及び権利・義務の移転の禁止)

第12条 業務実施会員は、発注者からの事前の書面又は電磁的方法による承諾なしに、会員業務を第三者に再委託してはならないものとする。

- 2 前条第2項及び前項に定める場合のほか、業務実施会員は、発注者からの事前の書面又は電磁的方法による承諾なしに、会員業務の実施に当たり取得する権利の全部又は一部を他に譲渡し、又は第三者のために担保に供してはならないものとする。
- 3 第1項に定める場合のほか、業務実施会員は、発注者からの事前の書面又は電磁的方法による承諾なしに、会員業務の実施に当たり負う義務の全部又は一部を自己に代わって第三者に履行させてはならないものとする。

(守秘義務・個人情報管理)

第13条 業務実施会員は、会員業務の実施を通じて知り得た発注者の秘密を第三者に漏えいしてはならない。

- 2 業務実施会員は、会員業務の実施を通じて取得した発注者又は第三者の個人情報を適正に取り扱わなければならない。
- 3 発注者は、業務実施会員の個人情報を適正に取り扱わなければならない。
- 4 発注者及びセンターは、会員業務の実施に係る個人情報の漏えい、毀損、滅失等が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに相手方に報告しなければならないものとする。
- 5 前各項の規定は、会員業務が終了し、又は解約され、若しくは解除された後においても、なお効力を有するものとする。

(損害賠償)

第14条 発注者及び業務実施会員は、会員業務の実施に当たり、その責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責任を負うものとする。

- 2 発注者は、前項の規定により、業務実施会員に対して損害賠償の請求を行う場合は、センターを通じて行うものとする。
- 3 業務実施会員は、第三者から損害賠償の請求を受けたときは、速やかに、その旨をセンターに通知するものとする。
- 4 センターは、第2項の規定により請求を受け、又は前項の規定により通知を受けた場合において、相当と認めるときは、民法第474条の規定による第三者の弁済として、発注者又は第三者に対して損害賠償金の支払を行うものとする。
- 5 センターは、前項の規定により発注者又は第三者に対して損害賠償金の支払を行った場合にお

いて、センターが加入する損害保険により填補される額、業務実施会員の過失の度等を斟酌して相当と認める額を業務実施会員に対して求償できるものとする。

業務仕様書（表彰状等毛筆筆耕業務）

受託者は、委託者である千葉県の依頼に基づき、以下により千葉県知事の発する表彰状、感謝状及び祝辞を浄書する。

（業務内容への同意）

〇〇市（町村）シルバー人材センター会員業務就業規約【千葉県筆耕業務版】（以下「就業規約」という。）第3条に定める就業条件に係る受託者の同意について、業務内容同意書により同意の事実を確認するものとする。

（浄書の依頼）

浄書の依頼は、以下により行うこととする。

委託者は、表彰状等毛筆筆耕業務に係る調整等業務委託契約に基づき、浄書区分等を記載した表彰状等浄書依頼書及び賞状用紙をセンターに提出する。

センターは、依頼書の提出を受けてから3日以内に受託者（複数名いる場合は、そのうちセンターが選定した一名。以下同じ。）に対し依頼書の内容を通知し、併せて委託者が用意した賞状用紙を手渡す。

（浄書）

受託者は、センターを經由して提出された依頼書の内容について、賞状用紙に筆耕する。なお、依頼書の内容に疑義がある場合、賞状用紙に汚損がある場合その他浄書が困難となる事由があるとき、受託者はセンターにこれを申し出るものとする。

センターは受託者から申出を受けたときは、受託者の変更、委託者に対する依頼の変更の求めその他必要な措置を講ずるものとする。

（成果物の納入）

受託者は、浄書を行った賞状用紙をセンターに納入する。なお、委託者への納品は委託者とセンターとの契約に基づき行う。

（報酬）

報酬の額及び支払方法は別単価表及び就業規約の定めのおりとする。なお、就業規約第4条第2項の内容に関して、受託者はセンターに対し別紙委任状を提出するものとする。

業務内容同意書

- 業務の名称 表彰状等毛筆筆耕業務
- 委託者 千葉県千葉市中央区市場町1番1号
千葉県
千葉県知事 熊谷 俊人
- 受託者 本紙同意欄に記名の人物
- 業務委託をした日 本紙及び別紙「業務仕様書」の内容について受託者が同意をした日
- 業務の内容 別紙「業務仕様書」のとおり。
- 業務の期間 委託の日から令和9年3月31日まで
- 納品の場所 浄書の依頼課の執務室内
- 検査の完了期日 前月分について、毎月15日までに実施
- 報酬の額及び支払期日 別表「単価一覧表」のとおり。
- 報酬の支払方法 別紙「業務仕様書」の記載による。

千葉県知事 熊谷 俊人 様

私は、「表彰状等毛筆筆耕業務」に係る本紙及び業務仕様書を確認し、これらの内容に基づき業務を受託することに同意します。

令和 年 月 日

(住所)

(氏名)

同意は会員本人の署名によるものとする。

当該同意書は、同意の日から2週間以内にセンターから委託者に提出するものとし、

提出に当たっては、「10 報酬の支払方法」に関する別紙委任状の写しを添付するものとする。

単価一覧表 別表

浄書区分等		単価	
表彰状 感謝状	全部浄書	(本文が 149 字までのもの) 円	(本文が 150 字以上のもの) 円
	一部浄書 (氏名)	円	
	一部浄書 (氏名・日付)	円	
	一部浄書 (氏名・日付・肩書き)	円	
祝辞	全部浄書	(本文が 999 字までのもの) 円	(本文が 1,000 字以上のもの) 円

委任状

受任者 (住所)

〇〇市 (町村) シルバー人材センター

理事長 〇〇 〇〇

私は、千葉県 千葉県知事 熊谷 俊人 を委託者とする

「表彰状等毛筆筆耕業務 (以下「本業務」という。)」について、

下記の日から令和9年3月31日までの期間、上記の者に対し以下の事務を委任し

ます。

- ・委託者に対する、業務委託料 (本業務の対価として委託者から支払を受ける金員をいう。) の請求及び受領に関する一切の事務

令和 年 月 日

委任者 (住所)

(氏名)